主 文

本件申立を棄却する。

昭和二六年五月一一日

最高裁判所第二小法廷

井 州 巨 井 州 宁	a	, Li	业主	
裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎